

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記
のとおり届け出ます。

(元号)●●年 4月 ●●日

届出は、基準日
(毎年3月31日)
の翌日から3週
間以内

届出時の免許証番号： 京都府知事(●)第●●●●●号
商号又は名称 ●●●●株式会社
郵便番号 ●●●-●●●●
主たる事務所の所在地 京都府●●市●●区●丁目●番●号
氏名(法人にあつては、代表者の氏名) 京都 太郎
電話番号 ●●●-●●●-●●●●
ファクシミリ番号 ●●●-●●●-●●●●

京 都 府 知 事 殿

保険のみを選択した場合は、「全て保険のため削除」と記載
することにより届出書のうち「2」の点線内を省略して提出
することが可能

記

- 1 基準日 (元号)●●年 3月 31日
- 2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前1年間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅(その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅
又は令第7条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

供託に係る新築住宅の戸数(5.5㎡以下と共同分譲の戸数を除く)を記載 **イ 800**

(2) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅(令第7条第
1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

床面積5.5㎡以下の戸数(共同分譲の戸数を除く)を記載 **ロ 60**

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ × 0.5)

ハ 30

(3) ①令第7条第1項に規定する販売新築住宅(その床面積の合計が令第6条に定
める面積以下の販売新築住宅を除く。)の戸数

共同分譲の戸数(5.5㎡以下の戸数)を除く **ニ 137**

②令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

自社の負担割合を記載。百分率の場合は「○%」と記載。

令第7条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第7条第2項の算定特例適用前の戸数	令第7条第2項の算定特例適用後の戸数
5分の3	77	46.2
50%	60	30
合計戸数	二 137	ホ 76.2

(4) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅であつて、かつ、令第7条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

〜 200

②法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
4分の3	80	30
2分の1	120	30
合計戸数	〜 200	ト 60

(1) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ+ハ+ホ+ト=チ 966.2

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

リ 3050.1

[1の基準日前10年間に届け出た戸数(本様式「チ」の合計)]+[今回の届出書「チ」に記載する戸数]を記載

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

供託金の計算シートを参照して下さい。 262,004,000円

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	令和●年●月●日	第●●●号	176,000,000円
●●法務局	令和●年●月●日	第●●●号	74,000,000円
			(計)又 250,000,000円

当該基準日まで供託した全てについて記載(2-5と2-6も同じ)

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	令和●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第●回	312~332	20	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
●●法務局	令和●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第●回	105~125	20	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
●●法務局	令和●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第●回	83~133	50	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計) 14,000,000円		(計)R 11,800,000円

①国債証券：100%
 ②地方債証券・政府保証債：90%
 ③上記以外：80%
 ※割引債は、別記様式により算出した額を加えた額を額面金額とし上記割合を乗ずる
 (別記様式)

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行金額}}{\text{発行の日から償還の日までの年度}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

2-6 振替国債の供託

※行が足りない場合は追加して下さい。

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
●●法務局	令和●年●月●日	第●●●●号	●●●●●●	5,000,000円
				(計) 5,000,000円

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ+ル+ヲ= **266,800,000円**

3 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
住宅あんしん保証 加入している保険法人を記載	2
株式会社●●●●	0
合計戸数	2

(注意!) 今回の届出が0戸の場合
 0戸証明書が発行されている場合、0と記載するとともに証明書発行元の保険法人も記載して下さい。

4 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

「イ」+「ロ」+「ニ」+「ヘ」+「3の合計戸数」の合計

1,199

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第7条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。
- 注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を買主に提供した新築住宅」を含む。